

記憶力を調べる認知機能検査で認知症が疑われるレベルに相当した男性高齢者（65歳以上）の6割が、自動車運転を続けているという大規模調査結果を、国立長寿医療センター（愛知県大府市）の研究チームがまとめた。

高齢者ドライバーが増える中、男性では認知機能が落ちても、多くが車の運転を継続している実態が明らかになり、対策が急務となっている。

本調査は、2011～2013年、愛知県の大府市都名古屋市の65歳以上の住民約1万人に実施した。認知症の簡易判定に国際標準として使われる認知機能検査を受けてもらい、現在車の運転を続けているか、聞き取り調査したものだ。点数に応じ、軽度、中等度（認知症疑いに相当）、重度の認知機能障害に分けて解析したが、重度に該当する人はいなかった。

その結果、認知症疑いに相当（中等度）と判定された男性は162人のうち、車の運転を続けていた人は61%（99人）に上った。同様に判定された女性は130人では、15%（20人）だった。

日常生活に支障がないレベルで軽度の認知機能が低下していた男性（2431人）では、86%が運転、同様の女性（2335人）は、37%だった。

同センターの島田・予防老年学研究部長は「認知機能が低下しても運転を継続している高齢者が予想以上に多く驚いている。本人や周囲が異変に気づいたら、医療機関を受診することが大切だ。運転しなくても済む代替交通手段の充実なども急務だ」と話している。また、75歳以上の後期高齢者に義務付けられている認知機能チェックの強化を柱とする道路交通法改正案が今国会に提出されているが、高齢者の免許更新のハードルが厳しくなりそうだ。（2015/06/09 読売新聞から）

◇ 改正道路交通法が成立！認知症の疑いある後期高齢者に受診義務化 ◇

認知症の高齢者ドライバーによる事故を防ぐため、75歳以上の後期高齢者の運転免許制度を見直す改正道路交通法が、6月11日参院本会議で可決、成立した。

免許更新時に「認知症の恐れ」と判定された場合に医師の診断を義務付け、正式な診断が出れば、免許停止が取り消しとなる。公布から2年以内に施行される。

現行では、75歳以上のドライバーは、3年に1度の免許更新時に認知機能検査を受ける必要があるが、「認知症の恐れ」と判定された場合も、過去1年間に信号無視や逆走など認知が疑われる違反がなければ、医師の診断を受ける必要はなかった。

改正法では、「認知症の恐れ」と判定された全員に医師の診断が義務付けられ、認知症と診断された場合だけでなく受診しなかった人も免許停止などの処分を受ける。

更新時の検査で「認知症の恐れ」と判定されなくても、その後に認知症が疑われる違反があれば、随時、検査を受けなければならなくなる。このほか、新たな運転免許区分として、総重量3.5t以上7.5t未満の車を運転でき「準中型免許」を新設した。

（2015/06/11 読売新聞から）